

指 定 施 設 に お け る
不 在 者 投 票 事 務 の 手 引

高畠町選挙管理委員会

目 次

1	不在者投票とは	1
2	指定施設とは	1
3	不在者投票をすることができる者は	1
4	不在者投票ができる期間は	2
5	不在者投票管理者	2
6	不在者投票における立会人	4
7	投票記載場所の設備	5
8	不在者投票の事務のあらまし	6
9	不在者投票の手続	7
10	不在者投票の送致	9
11	投票用紙等の返還	10
12	所要経費について	10

凡 例

法……公職選挙法（昭和25年法律第100号）

令……公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

〈特に注意いただきたい事項〉

- (1) 不在者投票の趣旨や手続については、不在者投票事務を担当する職員だけでなく、入院患者等と日常接する職員にも周知ください。
- (2) 指定施設の長が代理して行う不在者投票用紙等の請求は、入院又は入所中の選挙人から依頼があったものに限られます。
- (3) 不在者投票用紙等の請求をした選挙人が退院又は退所した場合は、ただちに不在者投票用紙等を高島町選挙管理委員会へ返送してください。
- (4) 投票の際、投票用紙は必ず内封筒に入れてから封をし、その後、外封筒に入れて封をするように指導してください。
- (5) 不在者投票管理者は、その業務上の地位を利用して、選挙運動をすることは禁じられています。

1. 不在者投票とは

選挙における投票は、原則として選挙人が「選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない」とされており、投票用紙は「選挙の当日、投票所において選挙人に交付される」ことになっています。（法第44条第1項、法第45条第1項）

しかし、数多い選挙人の中には投票日当日に、仕事に従事すること、病院に入院していること、旅行すること、などが見込まれる人がいます。

期日前投票・不在者投票はこのような人々のために、投票日の前でも投票できるように考えられた制度です。このうち不在者投票は、不在者投票のできる人（法第49条）が一定の手続によって、投票日の前にあらかじめ投票用紙の交付を受け、投票日の前日までに法律で定められた場所で投票する制度です。

2. 指定施設とは

指定施設とは、都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設、保護施設及び国立保養所のことです。（令第55条第2項、第4項第2号）

3. 不在者投票をすることができる者は

指定施設で不在者投票のできる者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 選挙人であること。（法第49条）

- ・不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。
- ・選挙人名簿に登録されていること。

(2) 指定施設に入院中又は入所中であること。（令第55条第2項、第4項第2号）

(3) 投票日当日次のいずれか1つに該当する見込みであること。（法第49条第1項）

- ① 疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害若しくは産褥にあるため歩行が困難であること。（法第48条の2第1項第3号）
- ② 歩行が可能である者については、自分の登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域外にある指定施設に入院中又は入所中であること。（法第48条の2第1項第2号）

4. 不在者投票ができる期間は

選挙期日（投票日）の告示日の翌日から選挙期日の前日までです。

また、時間は午前8時30分から午後5時までです。（法第270条）

5. 不在者投票管理者

(1) 不在者投票管理者とは

不在者投票管理者（法第49条、令第55条）とは、不在者投票事務全般を管理し執行する人のことで、不在者投票は不在者投票管理者の管理のもとで行われなければならない。不在者投票管理者は、不在者投票が選挙人の自由な意思で公正に行われるために配慮しなければなりません。

その役目は、不在者投票の場所において、次のことを行うことです。

- ① 不在者投票に関する手続の全てについて、最終的な決定を行う。
- ② 不在者投票事務に従事する人を指揮監督し、事務全般を管理執行する。

(2) 指定施設において不在者投票管理者となる者は

指定施設における不在者投票については、原則として指定施設の長が不在者投票管理者になります。（令第55条第2項、第4項第2号）

この場合、当該選挙の選挙権の有無にかかわらず当然に不在者投票管理者となります。したがって、不在者投票管理者である指定施設の長がその職務を職員等に委任することはできません。

ただし、次の場合には、指定施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

① 指定施設の長が候補者となった場合（令第55条第8項、第9項）

候補者としての身分を有する期間に行われる全ての選挙にわたって適用され、候補者となっている選挙に限られません。

② 指定施設の長が外国人である場合（令第55条第8項、第9項）

③ 指定施設の長に事故があったり欠けた場合（令第55条第9項）

なお、不在者投票管理者である指定施設の長との連絡体制が整っている等、実質的に不在者投票管理者による管理が及んでいるのであれば、投票の際、投票場所に指定施設の長が実在しなくても差し支えありません。

(3) 不在者投票管理者が管理する主な仕事は

- ① 入院又は入所中の選挙人の依頼によって、その選挙人に代わって不在者投票の用紙及び封筒の交付を、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に請求すること。（令第50条第4項）
- ② ①によって投票用紙等の交付を受けたときは、これを選挙人に渡すこと。（令第53条第4項）
- ③ 選挙人が不在者投票をする際に、投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書（個人で請求した場合のみ）を点検すること。（令第58条第1項、第2項）
- ④ 選挙人が不在者投票をする際に、選挙権を有する立会人を選び、立会わせること。（令第58条第3項において準用する令第56条第3項）

※立会人については「**6 不在者投票における立会人（4ページ）**」を参照ください。

- ⑤ 不在者投票記載所の設備をすること。（令第58条第4項において準用する令第32条）
- ⑥ 選挙人から代理投票の申請を受けた際に、その許否を決定すること。（令第58条第4項において準用する令第56条第4項）
- ⑦ 不在者投票を、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に送致すること。（令第60条第1項）

※事務の具体的な内容については、「**9 不在者投票の手続（7ページ）**」を参照ください。

以上の仕事は、全て不在者投票管理者の管理のもとで行われるものですから、①～⑦について実際の事務を職員が行うにあたっては、不在者投票管理者である指定施設の長の文書決裁を受け、その文書を保管する必要があります。

(4) 不在者投票管理者が留意すべき事項は

- ① 不在者投票は投票日の前に選挙人に投票させる例外的な制度ですから、その取扱いは厳格にし、前もって分担事務全体の処理について計画を立て、スムーズに事務処理ができるように検討してください。
- ② 勘や過去の経験に頼るだけでなく、常に法規・実例・判例等に根拠をおいて、的確に処理してください。疑わしい点については、高畠町選挙管理委員会や山形県選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ③ 投票の際に立会人等から候補者の氏名を示唆され、あるいは記載中にのぞかれる

等の投票干渉を受けるというトラブルが生じないように、事務の管理執行にあたっては、自由・公正・平等を第一に、投票の秘密保持に万全を期し、選挙人に不安を抱かせることのないよう配慮してください。

- ④ 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、法第255条の規定により職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等の罰則の適用がありますので、いやしくもこれらの罰則に触れることのないように注意するとともに、不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効とされることのないように留意してください。
- ⑤ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。（法第135条第2項）

6. 不在者投票における立会人

- (1) 不在者投票における立会人とは

投票所において投票に立会い、投票が公正に行われるように監視する役割を持つのが、立会人です。不在者投票についても立会人の立会いは必要で、立会いのないところで行われた不在者投票は無効となります。

- (2) 指定施設において不在者投票の立会人となる者は

不在者投票管理者が、選挙権を有する者を最低1人立会人として選任します。（令第58条第3項において準用する令第56条第3項）

この立会人として必要な要件は、単に選挙権を有すれば足りるのであって、必ずしも住所要件等その不在者投票が行われる選挙の選挙権の要件全てを具備していることを要しません。

また、立会人は不在者投票管理者や不在者投票事務従事者が兼任したり、代理投票の補助者と兼ねることはできません。

- (3) 不在者投票における公正確保等（外部立会人の選任）

不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会が選定した者（外部立会人）を投票に立ち合わせるなどの方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています。（法第49条第10項）

- (4) 立会人の職務は

立会人は、不在者投票の手続の全般にわたって立会い、不在者投票が公正に行われ

ているか監視します。したがって、立会人が選挙人に対して候補者の氏名を示唆する等、投票干渉との疑惑を受けるような行為をしてはいけません。

また、公正に行われた投票について、投票用紙を入れ封をされた不在者投票用外封筒の裏面に署名（自署）します。この署名がない不在者投票は、選挙当日、投票管理者において不受理とされますので注意してください。

7. 投票場所の設備

- (1) 不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければなりません。（令第58条第4項において準用する令第32条）
- (2) 投票場所の設備は、**図1（12ページ）**を参考にしてください。
- (3) 投票場所に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、これを撤去しなければなりません。
- (4) たとえ投票する選挙人の便宜を図るためであっても、投票場所及びその周辺に候補者の氏名等を掲示することはできません。（令第125条の4）

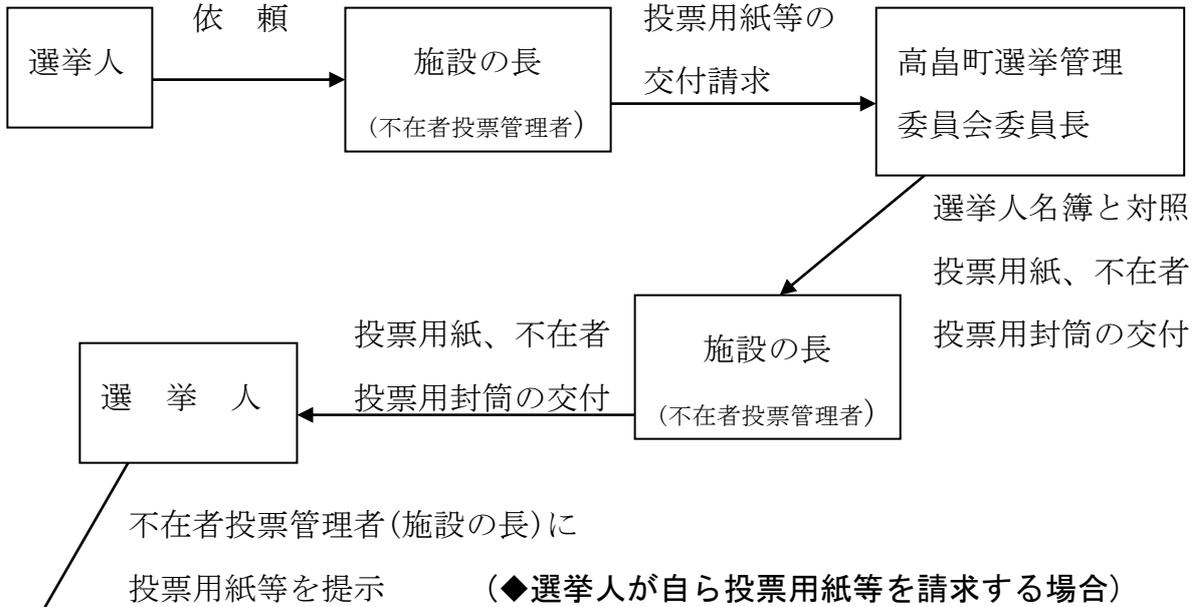
〈その他の留意事項〉

- ・選挙人が候補者の氏名を忘れないように、候補者氏名等が記載された文書（選挙運動用ビラや選挙公報など）を自発的に投票場所に持ち込むことは、不在者投票管理者（各指定施設の長）が他の選挙人に対する投票の誘導・干渉とならないと認める場合においては、差し支えありません。
- ・選挙広報や自作の候補者等の氏名が記載された書類等を施設の廊下や掲示板などに掲示する行為は、選挙運動用文書図画の掲示について制限する公職選挙法に抵触する恐れがあることから差し控えてください。
- ・選挙人への便宜を図る目的で、施設が選挙公報や新聞記事の切り抜きを投票場所でないところ（例えば、投票場所入口近くの廊下）に置いておき、選挙人が各自で閲覧できる状態にしておくことは差し支えありませんが、選挙公報を加工し特定の候補者の部分を強調したり、特定の候補者に係る新聞記事のみを用意したりするなど、公平性を欠くような態様とならないようご留意ください。

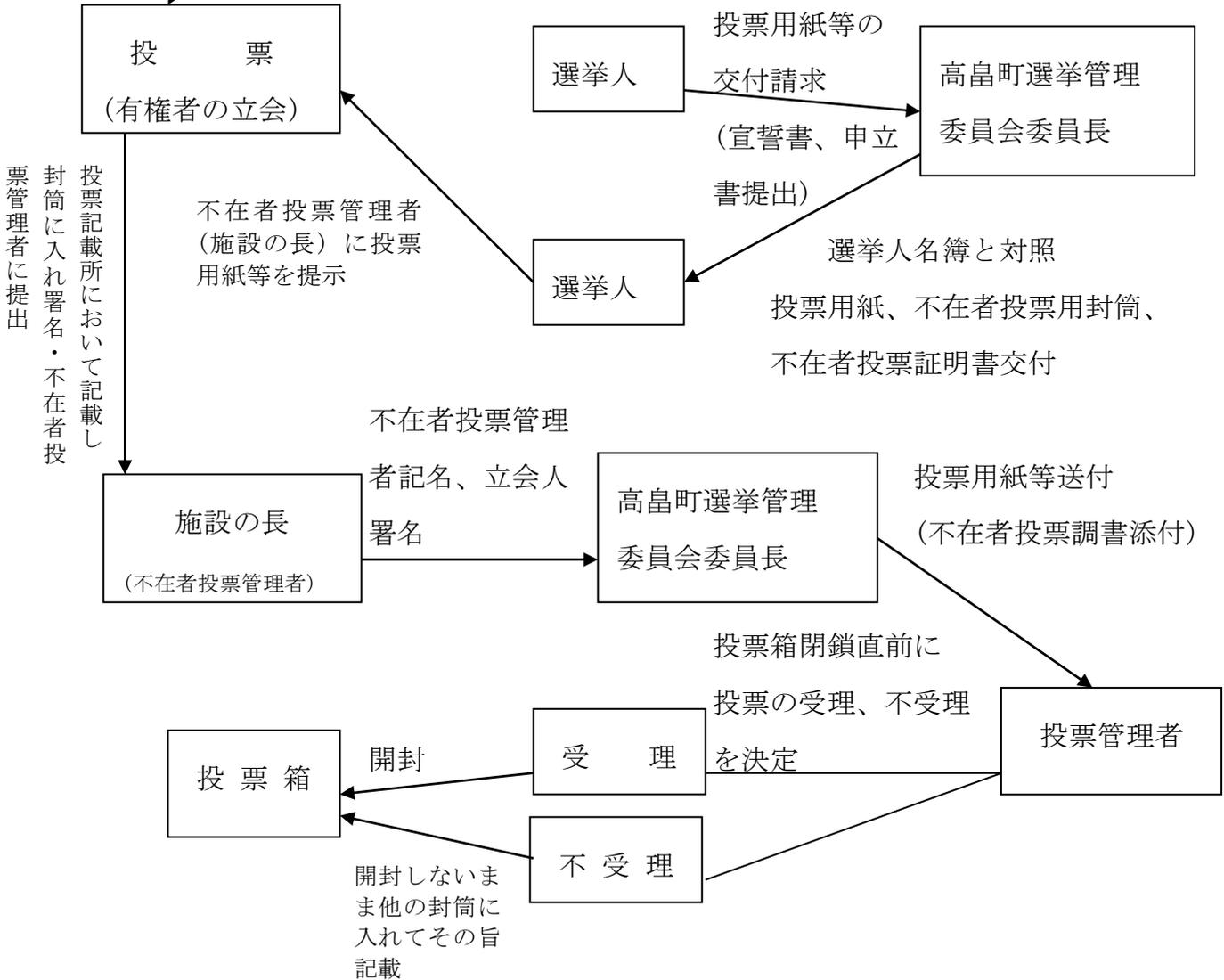
8. 不在者投票事務のあらまし

○指定施設における投票

(◆指定施設の長が投票用紙等を代理請求する場合)



(◆選挙人が自ら投票用紙等を請求する場合)



9. 不在者投票の手続

(1) 投票用紙等の請求の方法は

① 次のいずれかの方法により、高島町選挙管理委員会委員長あて、選挙期日の前日までに、直接又は郵便によって行うこととなっています。

ア 本人が請求

イ 指定施設の長が選挙人からの依頼に基づいて選挙人に代わって請求（選挙人の意思を確認し、依頼書（**記載例1（14ページ）参照**）を作成してください。）

請求は選挙期日の告示日前であっても行うことができますが、この場合、選挙管理委員会から投票用紙等が交付されるのは選挙期日の告示日の翌日（郵便をもって発送する場合は、4月12日）以後となります。

なお、依頼書は選挙人の自書によることが望ましいものです（施設内における不在者投票が有効に行われたことを争訟の際に立証する貴重な資料となり得るため）。自書することが困難な選挙人については代筆でも構いませんが、依頼書の余白にその旨を記録しておいてください。

② 請求に必要な文書

ア 本人請求の場合

・宣誓書兼投票用紙等請求書（**記載例2（15ページ）参照**）

※点字で投票する場合は、その旨を高島町選挙管理委員会委員長に申し立ててください。

イ 指定施設の長による代理請求の場合

・投票用紙等請求書（**記載例3（16ページ）参照**）

※点字で投票する場合は、投票用紙等請求書の備考欄にその旨を記載してください。

(2) 不在者投票の方法

① 不在者投票をさせる前にしなければならないこと

ア 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認してください。（令第58条第1項）

イ 投票用紙に候補者の氏名等がすでに記載してある場合の措置

投票用紙に候補者の氏名等がすでに記載してある場合は、不在者投票管理者は、

選挙人に投票用紙等を返還し、高島町選挙管理委員会委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせたいうえ、所定の不在者投票を行わせてください。

ウ 不在者投票証明書の点検（令第58条第2項）

- a 選挙人が自分で投票用紙等を請求したものであるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開披されていないかどうかを点検してください。
- b 不在者投票証明書の封筒が開披されているときは、選挙人が誤って開披した場合でも、投票させることはできません。
- c 不在者投票をする指定施設と不在者投票証明書に記載されている投票しようとする指定施設の名称とが一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときには投票させることができます。
- d 選挙期日の告示日の翌日前に投票の申出があっても、投票させることができませんので、告示日を確認してください。

② 投票するときの手続（令第58条第1項）

ア 投票記載場所において、投票用紙に候補者1人の氏名を自署させ、これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、さらに不在者投票用外封筒に入れ封をさせたいうえ、外封筒の表面に署名（**記載例4（17ページ）参照**）させて提出させてください。

イ 不在者投票用外封筒の署名を忘れたり、不在者投票管理者等が選挙人に代わって氏名を記載してはなりません。

ウ 不在者投票用外封筒の署名の下に捺印をすとか、不在者投票用封筒を、印をもって封緘する必要はありません。

エ 点字投票があったときの不在者投票用外封筒の表面の署名は、不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れる前に点字で打たせてください。

オ 代理投票を希望する者がいるとき

- a 選挙人が心身の故障その他の事由により候補者の氏名を自書することができないときは、その申請により代理投票をさせることができます。
- b 代理投票をさせる場合、不在者投票管理者は立会人の意見を聞いて、投票の事務に従事する者のうちから補助者2人を選任し、その1人を代理投票の立会人とし、他の1人を代理記載人とし投票記載場所で選挙人の指示する候補者の

氏名を記載させ、これを選挙人に確認させたうえ、不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに不在者投票用外封筒に入れて封をしたうえ、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させて直ちに提出させてください。したがって、候補者の氏名の記載及び外封筒の表面への選挙人の氏名記載等は、補助者が行ってください。（記載例4(2)（18ページ）参照）

なお、不在者投票の立会人が補助者となることはできませんので注意してください。また、代理投票させたときは、代理投票（仮投票）者名簿を作成してください。（記載例5（19ページ）参照）

- c 代理投票をさせる場合には、投票の秘密保持に十分配慮し、一人ひとり入室させる等の方策を講じてください。
- d 代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聞いて代理投票を拒否することができます。
- e 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき又は代理投票をさせることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることとなります。

代理投票の仮投票の場合は、代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏名を記載した者にその者の氏名を不在者投票用外封筒の表面左下段に記載させて提出させてください。（記載例4(2)（18ページ）参照）

なお、代理投票の仮投票をさせたときは、代理投票（仮投票）者名簿を作成してください。（記載例5（19ページ）参照）

カ ベッドの上で投票できるか

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で、立会人の立会がある限り、ベッドの上ですることもできます。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

10. 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合においては、不在者投票用外封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、これに自己の職名及び氏名を記載（ゴム印等を使用しても差し支えありません。）し、かつ、立会人自身に署名（ゴム印等は使用できません。必ず自署のこと）させ、不在者投票証明書がある場合はそれとともに他

の適当な封筒に入れ封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちにこれを高島町選挙管理委員会委員長に送致し、又は郵便をもって送付しなければなりません（令第60条、**記載例4（17ページ）参照**）。この場合、投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名をすることを忘れてしまうと、その投票は受理されないこととなりますので注意しなければなりません。

また、代理投票（仮投票を含む。）をさせた場合には、あわせて代理投票（仮投票）者名簿（**記載例5（19ページ）参照**）を送付してください。

なお、投票は、選挙の当日、投票所を閉鎖する時刻までに投票管理者のもとに届かなければなりません。令和3年10月以降、郵便物の土曜配達、翌日配達が休止されていますので、速達や「レターパック」を利用するなどして、確実に期限までに到達するよう、余裕をもった手続をとってください。

11. 投票用紙等の返還

投票用紙等の請求を行ったが、その後何らかの事由により投票をしなかった選挙人がある場合には、その者の投票用紙等は、必ず高島町選挙管理委員会に返還してください。

12. 所要経費について

指定施設で不在者投票の事務を行っていただく場合には、投票用紙等の請求や投票した用紙を送付していただくなど、様々な経費がかかりますが、これらの経費として、不在者投票を完了した選挙人1人につき1,236円をお支払いすることとなっています。

この経費の算定基礎は、不在者投票を完了した選挙人数ですので、投票用紙等の交付があっても投票せずに投票用紙を返還した選挙人の人数については、経費算定の対象とはなりませんので注意してください。

また、市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち合わせ、謝金等を支払った場合も、所定の手続きにより請求することができます。

請求する際には、選挙期日後2週間以内に高島町選挙管理委員会まで請求してください。

〈不在者投票事務の問い合わせ及び請求先〉

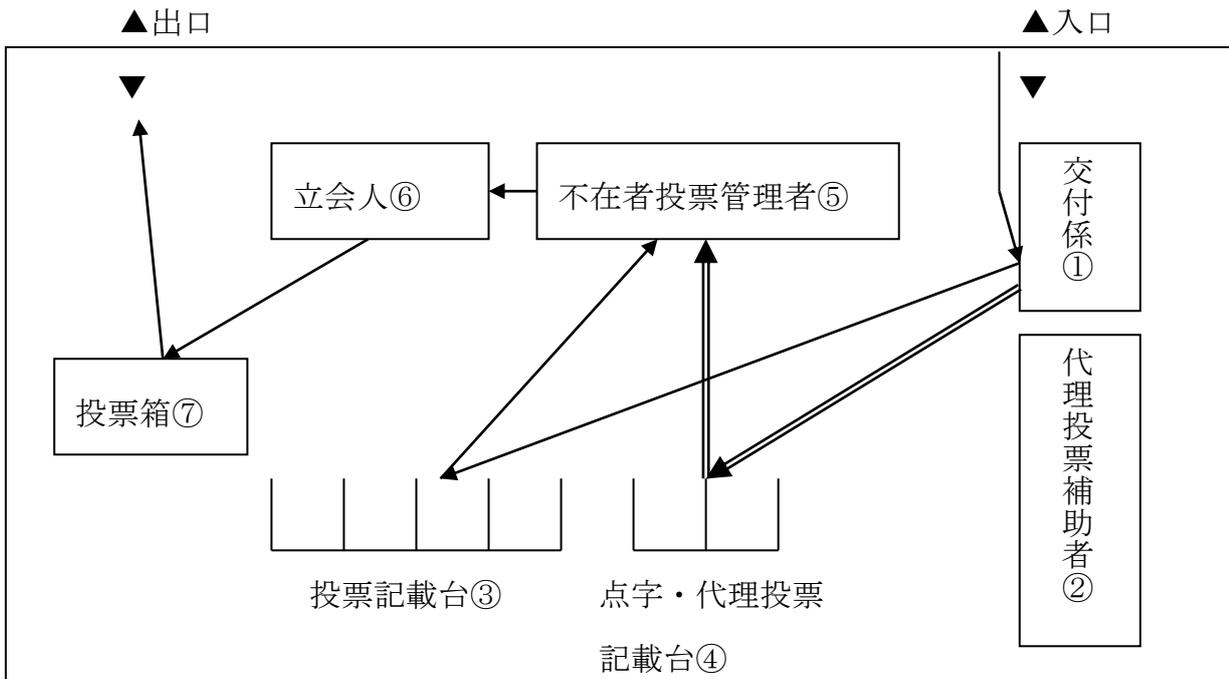
電話番号 0238-52-3154 FAX 0238-52-1543

所在地 〒992-0392 山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地

名称 高畠町選挙管理委員会

図 1

不在者投票の記載所



《説明》

①交付係(庶務係)

- ・不在者投票処理簿により選挙人を確認し、投票用紙、投票用封筒(外封筒、内封筒)を交付する。
- ・代理投票をしたい旨の申出があったときは、その旨不在者投票管理者に告げ、その決定に従う。
- ・不在者投票処理簿に所定事項を記載する。

②代理投票補助者

- ・代理投票、代理投票の仮投票の際に2人でその補助にあたり、うち1人が代理記載人となる。
- ・代理記載人は、選挙人の指示する候補者の氏名を選挙人に代わって記載し、もう1人はこれに立ち会う。
- ・代理記載人は、記載の終わった後に記載内容を確認のうえ、不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をした後、外封筒表面「投票者」欄に選挙人の氏名を選挙人に代わって記載し、もう1人はこれに立ち会う。
- ・代理投票の仮投票の場合には、このほか、代理記載人は不在者投票用外封筒表面の「代理投票の仮投票における代理記載人氏名」欄に代理記載人本人の氏名を記載する。

③投票記載台

- ・投票用紙に自ら候補者1人の氏名を記載し、投票用内封筒に入れて封をしたうえ、外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に署名(自署)のうえ、不在者投票管理者に提出する。
- ・選挙人の署名のないものは、投票管理者のもとで不受理とされるので注意を要する。
- ・重病人の場合等歩行困難な者の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会いがある限り、ベッドの上でもなし得る。

④点字・代理投票記載台

- ・点字投票の場合には、投票用紙に「点字投票」の印字がしてある。

⑤不在者投票管理者

- ・選挙人から提出された投票を受け取ったときは、不在者投票用外封筒の裏面に「投票の年月日」「投票場所」「不在者投票管理者の職氏名」(必ずしも自署を要しない)を記載し、立会人に署名(必ず自署のこと)させる。
- ・不在者投票用外封筒と不在者投票証明書(不在者投票証明書については、高島町選挙管理委員会委員長に選挙人自らが請求した場合に限る)を他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、さらにその裏面に記名押印して直ちに高島町選挙管理委員会委員長に送致する。

⑥立会人

- ・不在者投票用外封筒の裏面に署名(自署)する。
- ・立会人は選挙権(必ずしも当該選挙の選挙権に限らない)を有する者でなければならない。
- ・立会人は1人でも差し支えない。
- ・不在者投票管理者と立会人とは兼ねることができない。

記載例 1

依 頼 書

私は、令和8年4月19日執行の高島町長選挙及び高島町議会議員補欠選挙の投票を当
 病院において行いたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求してくださるよ
 う依頼いたします。

令和8年〇月〇〇日

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	性別	生 年 月 日
高島町大字高島436番地	高島 太郎	男	昭和20年 4月 1日
高島町大字高島436番地	高島 花子	女	昭和21年 3月10日
高島町			年 月 日
高島町	・選挙人の自書によることが望ましいものです。 ・自書することが困難な選挙人については代筆でも構いません。 その際は、依頼書の余白にその旨を記録してください。		月 日
高島町			年 月 日
高島町			年 月 日
高島町			年 月 日
高島町			年 月 日
高島町			年 月 日
高島町			年 月 日
高島町			年 月 日
高島町			年 月 日
高島町			年 月 日

不在者投票管理者

△△病院 院長 □□□□ 様

記載例 2

宣誓書兼投票用紙等請求書

私は、令和8年4月19日執行の高畠町長選挙及び高畠町議会議員補欠選挙の当日、下記のいずれかの不在者投票の事由に該当する見込みであり、真実に相違ないことを誓いますので、投票用紙及び投票用封筒を請求します。

[不在者投票の場合]

なお、投票は **山形県●●市** において行いたいので申し添えます。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

高畠町選挙管理委員会委員長 殿

氏名	高畠 太郎	生年月日	大正・昭和・平成 ● 年 ● 月 ● 日
現住所	高畠町大字高畠436番地	電話	000-000-0000
選挙人名簿に記載されている住所	山形県東置賜郡高畠町 ※ 以下、山形県知事選挙又は山形県議会議員選挙の場合のみ記入 [現住所と選挙人名簿に記載されている住所が異なり、かつ、引き続き山形県内に住所を有する旨の証明書を持参していない場合] <input type="checkbox"/> 引き続き山形県内に住所を有することの確認申請を行う。 (引き続き山形県内に住所を有することの確認申請を行う場合は、□にレ印を付してください)		

※「選挙人名簿に記載されている住所」は、現住所と異なる場合のみ記載して下さい。

記

事由を選ぶ必要はありません。

不在者投票の事由

(記載は不要)

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

..... [事務処理欄]

投票区	名簿番号		直・郵	備考
	頁	行		

記載例 3

請 求 書

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	性別	生 年 月 日	備 考
高島町 大字高島 4 3 6 番地	高島 太郎	男	昭和 1 5 年 4 月 1 日	
高島町 大字高島 4 3 6 番地	高島 花子	女	昭和 1 6 年 3 月 1 日	
高島町			年 月 日	
高島町			年 月 日	
高島町			年 月 日	
高島町			年 月 日	
高島町			年 月 日	
高島町			年 月 日	
高島町			年 月 日	
高島町			年 月 日	
高島町			年 月 日	
高島町			年 月 日	
高島町			年 月 日	
高島町			年 月 日	
高島町			年 月 日	
高島町			年 月 日	

上記の選挙人は、令和 8 年 4 月 1 9 日執行の高島町長選挙及び高島町議会議員補欠選挙の当日、当施設にあるため、当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第 5 0 条第 4 項（第 5 1 条第 2 項において準用する第 5 0 条第 4 項）の規定による依頼があったので、上記の選挙人に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和 8 年〇月〇〇日

住 所 〇〇市×× 1 2 3 番地の 4
 施 設 名 △△病院
 職 名 院長
 氏 名 □□□□

署名又は記名押印

高島町選挙管理委員会委員長 長谷川 正 様

備 考 選挙人から点字の申出の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

記載例 4

不在者投票用外封筒

- ・ 選挙人……………高島太郎
- ・ 立会人……………糠野目花子
- ・ 不在者投票管理者……二井宿一郎

投票年月日 令和八年四月〇〇日

投票の場所 〇〇市××一三番地の四 △△病院 ▲▲室

不在者投票管理者「職・氏名」院長 二井宿一郎

立会人「署名」**糠野目花子**

交付市町村名 市 村

交付年月日 令和 年 月 日

船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名 郡 市 町 村

船員が乗船する船舶の航海予定期間 県 郡 町 村

高島町長選挙
不在者投票

外封筒

高島町
選挙委員
理之印
会

投票者「氏名」**高島太郎**

「代理投票の仮投票における代理記載人氏名」

注意 投票者の氏名は必ず自分で書いてください。

立会人の署名[必ず本人の自署]

不在者投票管理者の記名[ゴム印可]

不在者投票管理者が記載[ゴム印可]

選挙人の署名

※注意 投票年月日、投票場所及び不在者投票管理者氏名のいずれか一つの記載を欠く場合、又は選挙人の署名もしくは立会人の署名を欠く場合は、投票管理者のもとにおいてその投票は不受理と決定されますので注意してください。

記載例 4 (2)

代理投票及び代理投票の仮投票の場合の不在者投票用外封筒

- ・ 選挙人……………高島太郎
- ・ 不在者投票管理者……………二井宿一郎
- ・ 立会人……………糠野目花子
- ・ 代理投票補助者……………亀岡二郎 (代理記載者)
- ・ 代理投票補助者……………和田三郎

投票年月日 令和八年四月〇〇日

投票の場所 〇〇市××一三番地の四 △△病院 ▲▲室

不在者投票管理者「職・氏名」院長 二井宿一郎

立会人「署名」**糠野目花子**

交付市町村名 市 村

交付年月日 令和 年 月 日

船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名 郡 市 村

船員が乗船する船舶の航海予定期間 郡 市 町

高 島 町 長 選 挙
不 在 者 投 票

外 封 筒

高 島 町 選 挙 管 理 会 之 印

投票者「氏名」**高島太郎**

「代理投票の仮投票における代理記載人氏名」**亀岡二郎**

注意 投票者の氏名は必ず自分で書いてください。

立会人の署名[必ず本人の自署]

不在者投票管理者の記名[ゴム印可]

不在者投票管理者が記載[ゴム印可]

代理記載人において記載

代理投票の仮投票の場合のみ、代理投票記載人において記載

記載例 7

令和8年4月19日執行 高畠町長選挙及び高畠町議会議員補欠選挙

不在者投票明細書

病院・施設名 △△病院

番号	不在者投票者氏名	金額 (円)	番号	不在者投票者氏名	金額 (円)
1	高畠 太郎	1, 236円	21		
2	高畠 花子	1, 236円	22		
3	置賜 二郎	1, 236円	23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		
小計		3, 708円	小計		円
合 計			3, 708円		

令和 8 年〇月〇〇日

立 会 人 選 任 書

糠野目 花子 様

(指定施設名) ▲▲会 △△病院

(指定病院等の長) 院長 □□□□

あなたを、下記のとおり、令和 8 年 4 月 1 9 日執行高島町長選挙及び高島町議会議員補欠選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の 〇 分前までに △△病院 ▲▲室 に、おいでください。

記

立会日時 : 令和 8 年 4 月 〇 日 (〇) 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇 (予定)

不在者投票の実施場所 : △△病院 ▲▲室

令和8年4月〇〇日

立会人承諾書

▲▲会 △△病院

院長 □□□□ 殿

(住 所) 〇〇市×××567番地

(電話番号) 023-000-0000

(氏名(署名又は記名押印)) 糠野目 花子

下記のとおり、令和8年4月19日執行高島町長選挙及び高島町議会議員補欠選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

立会日時 : 令和8年4月〇〇日 (〇) 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇 (予定)

不在者投票の実施場所 : △△病院 ▲▲室

令和8年4月〇〇日

領 収 書

▲▲会 △△病院

院長 □□□□ 殿

1, 459 円

不在者投票の外部立会人に係る報酬等について、上記、正に領収しました。

立会日時 : 令和5年8月〇〇日 (〇) 10:00~11:00

(実績) うち休憩時間 なし

従事時間 : 1時間00分 (休憩時間を除く)

不在者投票の実施場所 : △△病院 ▲▲室

選挙の種類 : 高島町長選挙及び高島町議会議員補欠選挙

(住 所) ◎◎市×××567番地

(電 話 番 号) 023-000-0000

(氏名(署名又は記名押印)) 糠野目 花子

不在者投票における外部立会人に係る経費請求書

高島町長 殿

原則、不在者投票施設管理者の
職・氏名を記載

債権者住所 〇〇市××× 1 2 3 番地の 4
法人・団体名 ▲▲会 △△病院
代表者の職・氏名 院長 □□□□ 印

金 1, 4 5 9 円

《不在者投票立会の実績》

- ・ 立会人氏名 : 糠野目 花子
- ・ 従事日時 : 令和 8 年 4 月 〇 〇 日 (〇) 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 0 0
- ・ 従事時間 : 1 時間 0 0 分 (休憩時間を除く)
- ・ 不在者投票者総数 : 3 人

《請求に必要な添付書類》

- ① 外部立会人選定通知の写し (市町村選挙管理委員会が発行したもの)
- ② 外部立会人から徴した領収書の写し

令和 8 年 4 月 1 9 日 執行の高島町長選挙及び高島町議会議員選挙における不在者投票立会人に要した経費として、上記の金額を請求します。

施設名	△△病院													
施設所在地	〇〇市××× 1 2 3 番地の 4													
電話番号	0 2 3 - 0 0 0 - 0 0 0 0													
不在者投票管理者 職・氏名	院長 □□□□ 印											忘れずに押印ください		
振替先金融機関名	(金融機関名) 〇〇銀行						(本店・支店名) 〇〇支店							
	(金融機関コード)				○	○	○	○	(本店・支店コード)				○	○
口座番号	当	普	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
口座名義人	カナ	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇												
	漢字	△△病院 出納員 ●●●●												

注意 口座名義人は、通帳に登録されているとおりに記入してください。